

# 子どもの権利に関する条例について

## 1 背景・経緯

### (1) 国等の動き

#### ①児童の権利に関する条約への批准（平成 6 年 4 月 22 日批准）

18 歳未満の全ての児童を保護の対象だけでなく「権利の主体」と位置づけ、「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」を 4 つの原則とした国際条約

#### ②こども基本法の制定（令和 5 年 4 月 1 日施行）

児童の権利に関する条約の精神に基づき、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」などが基本理念に明記され、国や自治体の責務等を明らかにし、こどもの意見を反映した施策の総合的な推進を掲げた法律

#### ③こども大綱の策定（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、全てのこどもや若者が権利の主体として尊重され、幸せな状態（ウェルビーイング）で健やかに成長できるよう、こども施策の基本的な方針や重要事項をまとめた指針

### (2) 愛知県の動き

子どもの権利に関する基本的な理念や県の責務を定めた「(仮称)子どもの権利に関する条例」の制定に向け、子ども・若者意見反映ワークショップ、WEB アンケート、子ども・若者委員とのミーティングなど子ども・若者からの意見を聴きながら検討が進められ、現在、条例の骨子案のパブリックコメントが実施（令和 8 年 7 月 1 日～7 月 31 日）されている。

### (3) 豊橋市の動き

こども基本法やこども大綱を勘案した「豊橋市こども計画」を令和 7 年 3 月に策定し、計画の基本理念である「すべてのこどもが夢や希望をもち、こどもたちのえがおと元気な声があふれるまち」の実現に向け、「社会を変える視点」の取り組みのひとつとして、子どもの権利条例の策定に向けた検討が位置づけられた。

## 2 他自治体の制定状況

### (1) 全国

子どもの権利保障をはかる総合的な条例一覧（令和8年1月現在・93自治体）

| 施行時期                   | 自治体数（都道府県含む） |
|------------------------|--------------|
| こども基本法施行前（令和5年3月31日以前） | 64自治体        |
| こども基本法施行後（令和5年4月1日以降）  | 29自治体        |

### (2) 愛知県

県内自治体の制定状況（愛知県調査、令和7年12月15日時点 15自治体）

| 施行時期                   | 自治体                                                                  |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| こども基本法施行前（令和5年3月31日以前） | 豊田市、名古屋市、岩倉市、日進市、幸田町、知立市、知多市、東郷町、津島市、 <u>西尾市</u> 、 <u>瀬戸市</u> （11市町） |
| こども基本法施行後（令和5年4月1日以降）  | <u>大府市</u> 、 <u>みよし市</u> 、 <u>大口町</u> 、 <u>春日井市</u> （4市町）            |

※春日井市、西尾市、大府市、大口町は、「子どもの権利保障をはかる総合的な条例一覧」には含まれていない。

## 3 条例の構成項目

### (1) 他市の主な項目例

- ・子どもの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利など）について
- ・保護者、市、地域社会などの責務・役割について
- ・虐待、体罰の防止について
- ・いじめの防止について
- ・子どもの居場所づくりについて
- ・子どもの意見表明について
- ・子どもからの相談・救済について
- ・子どもの権利の普及啓発について など

## 4 条例制定の基本的な考え方

### (1) 目指す姿

「すべてのこどもが夢や希望をもち、こどもたちのえがおと元気な声があふれるまち」の実現を目指す。

### (2) 地域社会での意識醸成

子どもの権利を保障するために以下の重要な視点を、保護者をはじめ、地域社会全体で共有し、意識の醸成を図る。

- ・子どもを守られる対象とするだけでなく、「権利の主体」として捉えること。
- ・子どもにとっての「最善の利益」を最優先に考えること。

### (3) 取り組みの実効性の確保

児童の権利に関する条約に基づき、大切にすべき子どもの権利をはじめ、保護者、市、地域社会などの責務や役割を明文化するとともに、意見表明、相談・救済、啓発など必要な取り組みを条例に位置付けることで実効性を高める。

## 5 令和8年度の主な取り組み（予定）

- ・こどもの権利条例検討委員会の開催
- ・まちづくり出前講座の実施（小中学校、児童クラブ、放課後等デイサービスなど）
- ・アンケート調査の実施（小中学生、高校生など）
- ・とよはし子育て応援フェス 2026 での啓発

## 6 今後の具体的な検討事項

子どもの大切な権利、保護者等の責務や役割、救済制度、周知方法、条例骨子案 など